

療育内容

集団療育、個別療育の両面からアプローチを行うことで、お子さんの状態を幅広くとらえ、必要な療育が行えるように配慮していきます。



《放課後クラス（火曜日・木曜日）》

2:40～3:00	登所・持ち物整理・始めの会
3:00～4:00	視聴覚遊び・課題療育※
4:00～4:10	終わりの会・降所

※課題療育：感覚統合玩具・サーキット・製作・ルールのある遊びなど

《個別指導（言語指導）》

個々に合った方法でやりとりする力を育て、ことばの発達を促します。

回数：2カ月に1回程度

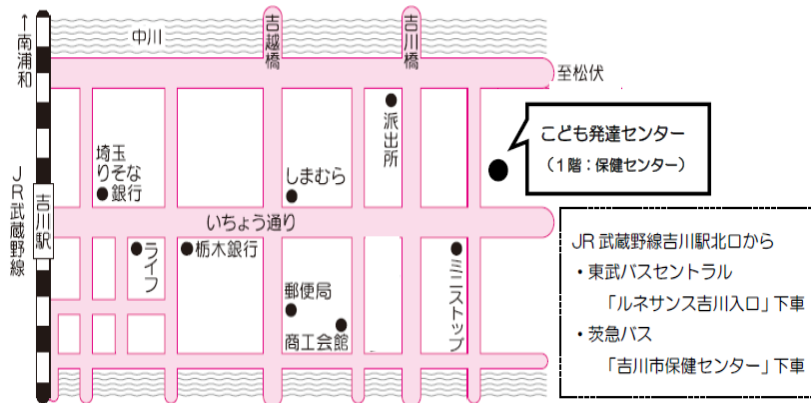
時間：1回45分程度

別室から児童の様子を見学（マジックミラー）したり、個別相談も随時行います。

連絡先

電話 048-983-4800

住所 〒342-0055 吉川市吉川2-1-13



吉川市こども発達センター

放課後クラス 概要



療育目標

- ・色んな活動や遊びの中で自信をつけよう
- ・小集団での関わりを通して集団生活のルールを身に付けよう



目的

幼稚園や保育所等の放課後に小集団での療育指導を行うことにより、児童の発育や発達を促すとともに、日常生活の安定や、よりよい親子の関係づくりに向けた支援を行っていきます。主に、集団療育では集団活動の中で苦手になりやすい課題に取り組み、社会生活に適応する力を高めます。個別療育では、言語指導を行いコミュニケーションの発達を促します。

対象児

児童発達支援事業の通所給付決定者（満2歳～5歳児）
（市障がい福祉課で上記内容の受給者証を取得する必要があります）

- 発育や発達に遅れ、または心配がある児童
 - ・幼稚園や保育所に通っている児童
 - ・来年度、幼稚園や保育所に入園希望のある児童
- ※2歳児は、親子通所になります。

職員の構成

児童発達支援管理者・保育士・言語聴覚士（ST）、作業療法士（OT）

利用料

児童福祉法により定められた金額の1割(所得に応じて限度額あり)

※幼保無償化に伴い、3～5歳児の利用料は無料になります

利用の流れ

面談後、療育の体験



発達支援会議と結果の連絡



申し込み・利用計画書の作成・契約

発達支援会議とは・・・
面談や療育の体験、ご家族の希望を把握したうえで、状況にあった事業（他の事業所を含め）や相談先を検討し、ご案内します。

実施時間

放課後クラス：

火曜日グループ

木曜日グループ

午後2時40分から午後4時10分まで

個別療育（言語指導）：2か月に1回程度

月曜日、水曜日、金曜日のいずれかの日

①午前 9時30分から午前10時15分

②午前13時30分から午後14時15分

③午後14時30分から午後15時15分